

中医協	総	-	7	-	3
3	1	.	1	.	1 6

診調組	税	-	1	-	3
3	1	.	1	.	9

DPC/PDPS の消費税の補てん点数に係る対応について

1. 概要

- DPC/PDPS における診療報酬改定においては、診断群分類点数表（包括点数）や医療機関別係数（係数）を設定する。
- 今回の消費税引き上げに係る DPC/PDPS の対応について、薬価や材料価格に係る対応や、DPC/PDPS に係る改定は全医療機関のデータを用いるため一定の処理期間が必要である等を踏まえて具体的な対応を整理する。

2. 対応に係る検討

(1) DPC/PDPS に係る診療報酬改定

- DPC/PDPS に係る診療報酬改定においては、臨床的知見に基づき見直した分類体系や医療機関から提出される直近の DPC データ及び 1 年に 1 回係数設定のために行う調査（定例報告）データを用いて包括点数や係数を設定している。
- 包括点数や係数を設定するにあたり、基礎となる個々の点数をデータに反映させるためには一定の処理期間が必要である。通常の 4 月に行われる診療報酬改定において、改定後の点数を、包括点数や係数に反映することは困難であり、改定率を踏まえて改定前の医科点数や薬価に基づき設定している。
- 2014 年度の消費税の対応においては、改定前の個別点数に基づく実績点数をベースとして、消費税引き上げ分の入院基本料、薬価、材料価格については、出来高相当点数を上乗せすることで改定している。ただし、薬価、材料価格は、上述の理由から、改定後の価格ではなく、一定の算出方法（※）に基づき設定を行った。

※ 一定の算出方法＝（包括点数に含まれる薬価・材料価格）×（1－平均乖離率）×3/105

(2) 消費税引き上げに係る今回の診療報酬改定における位置づけ

- 今回の消費税引き上げに係る対応において設定する包括点数及び医療機関別係数を用いる期間は、2019 年 10 月から 2020 年 3 月までの 6 か月である。
- この 6 か月の点数及び係数について、全く新たな包括点数や係数を設定することは、
 - ・ 今回の改定は新規の医療技術の追加等を行っておらず、DPC/PDPS における分類体系の見直し等を行っていないこと
 - ・ 包括点数の大幅な入れ替わりが発生する可能性があること
 - ・ 医療機関に対し新たな調査（定例報告）を行う必要があること
 等の課題がある。
- 他方、今回の消費税引き上げに係る対応においては、従来の 4 月に実施する診療報酬改定とは異なり、点数表等は 10 月から適応となるため、改定後の入院基本料、薬価、材料価格を踏まえて、包括点数や係数の設定を行う十分な期間を確保できる。

3. 対応方針（案）

- 今回改定の位置づけを踏まえ、今回の消費税引き上げ対応に係る DPC/PDPS の対応は、医療機関への新たな調査は行わずに、2018 年 4 月の包括点数の設定や 2019 年 4 月の係数設定で使用了実績や手法を基本とし、上乗せ分については、2014 年と同様の手法で対応する。つまり、入院基本料、薬価や材料価格については、出来高の上乗せ相当分を包括点数と係数に含める。なお、その際には改定後の薬価、材料価格を踏まえて設定する。